

八・九世紀トスカナ地方南部の土地貸借文書

——自由農民の没落をめぐって——

西村 善 矢

【要約】 八・九世紀のイタリア北・中部では、自由身分の土地所有者が保有農民に転化していく動向が確認される。本稿では、これまで「古典荘園」の発展との関わりで論じられることの多かった自由人没落論を再検討すべく、モンテ・アミアータ修道院に伝来する土地貸借文書を素材として、その文書形式と契約内容とを検討した。その際に、ロワール河以北の場合とは異なり、領主・農民関係が文書を媒介として設定された点に留意した。その結果、以下のことが明らかになった。南トスカナではランゴバルド期からカロリング初期にかけて、貧困のために土地財産を聖俗領主に売却して、これを請け戻すことを余儀なくされた自由人が増加した。これらの者は対等な法関係を装う文書を通して、重い賦役労働を課せられていった。そればかりか、領主の側からの戦略的な文書・貨幣・公権力の利用により、ロワール・ライン間地域の保有農民よりも過酷な人身的支配に服していったのである。

史料 八四卷五号 二〇〇一年九月

はじめに

西欧中世初期農村史の分野においては、農民の存在形態をめぐる問題がこれまで活発な議論の対象とされてきた。この問題は研究史上、領主支配に服する農民か、それとも所有地を自立的に経営する農民のいずれが、当時の農村社会を規定

する労働力たり得たかという仕方でも論じられることが多かった。「領主制説」ならびに「自由農民説」と形容されるこの二つの見解の対立は、最近では、ロワール・ライン両河川間地域で広範な展開を見せた「古典荘園」を、中世初期領主制の理想形態と位置づけた上で、西欧農村社会がこの領主支配体制を志向したとする歴史家と、公的負担の担い手でもある土地所有農民こそが農村経済を牽引したと主張する、フランス南部やスペイン北部を研究対象とする歴史家との間の抜きがたい対立という様相を帯びている。^①

イタリア北・中部を対象とする研究においても、同様な見解の対立がみられる。すなわち、ジョヴァンニ・タバッコに代表される、中世初期を通じての公権力の残存を重視する歴史家は、国家的役務を果たす自由身分の土地所有者が当時の社会を規定する層であると主張した。^②これに対して、フランク勢力による「古典荘園」のイタリアへの導入と展開に注目する、ヴィト・フマガツリをはじめとする社会経済史家は、保有地を賦与されて上昇する非自由人と、所有地を喪失して保有農民へと没落する自由人から形成された農民層こそが、農村労働力の本質部分を構成したと論じているのである。^③もっとも、領主権力の成長に伴い、土地所有農民から保有農民へと転化する自由人が増加していく動向そのものについては、こうした見解の対立を超えて多くの研究者が認めているところである。^④

自由農民が領主に従属していく過程を浮き彫りにする史料としてこれまでよく取り上げられてきたのが、土地の用益をめぐり貸主たる領主と借主である農民との間で権利・義務関係を定めた、「リヴェッロ文書 *libellus*」をはじめとする土地貸借文書である。この文書に関する学説史については次章に回すとして、ここでは自由農民没落論そのものに関わる以下の問題点を指摘しておきたい。それは、農民の負う義務・負担が文書に書き記されたことの意味は何かという問題が、これまで本格的な議論の対象とされてこなかった点である。確かに領主制の拡大を主張する歴史家たちが、八・九世紀の土地貸借文書を、領主支配に服していく自由人の動向を浮き彫りにする史料として位置づけた点については、正当に評価しなければならない。^⑤だがこれらの研究者は、イタリアで確認される自由農民の没落をアルプス以北の動向に接合しよう

とするあまり、文書を媒介として契約関係を設定するというイタリアに特徴的な領主制の在り方を、十分には考慮してこなかったのである。

本稿は、トスカーナ地方南部のサン・サルヴァトーレ・アル・モンテ・アミアータ修道院に伝来する土地貸借文書をもつた素材として、この課題に取り組むことを通して、自由人没落論をより豊かなものに練り上げていこうとする試みである。^⑥

- ① 農民の存在形態をめぐる論争については、森本芳樹『西欧中世経済形成過程の諸問題』木鐸社、一九七八年、六七～九八頁、三二六～三四頁、同『西欧中世初期における社会・経済的發展の担い手を求めて。対話的研究の展望』『経済学研究』五九卷三・四号、一九九三年、二九五～三〇七頁参照。

- ② G. Tabacco, *I liberi del re nell'Italia carolingia e postcarolingia*, Spoleto 1966; S. Gasparri, *Strutture militari e legami di dipendenza in Italia in età longobarda e carolingia*, *Rivista Storica Italiana*, 98 (1986), pp. 664-726. 邦訳『フランクベルム期トスカーナ地方南部に於ける「国家植民」』『西洋史学』一九九一年、一九九九年、二一四頁参照。

- ③ V. Fumagalli, *Le modificazioni politico-istituzionali in Italia sotto la dominazione carolingia*, in *Nascita dell'Europa ed Europa carolingia: un'equazione da verificare*, I, Spoleto 1981, pp. 293-317; B. Andreolli-M. Montanari, *L'azienda curtense in Italia. Proprietà della terra e lavoro contadino nei secoli VIII-XI*, Bologna 1983, pp. 69-128. 上の見解については、城戸照子「九世紀イタリアの中・北部の農地契

- 約』『経済学研究』（九州大学経済学会）、第五七卷一号、一九九二年、一三一～五六頁、同「中世初期イタリア中・北部農村の荘園制」『九州経済学会年報』一九九一年十一月、一七～三三頁参照。

- ④ 例えは、C. Wickham, *Early Medieval Italy. Central Power and Local Society 400-1000*, London 1981, pp. 107-11, 137-40; G. Tabacco, *L'avvento dei Carolingi nel regno dei longobardi*, in *Langobardia*, a cura di Id.-P. Cammarosano, Udine 1980, pp. 398-403; P. De-logu, *Lombard and Carolingian Italy*, in *The New Cambridge Medieval History*, II: c. 700-c. 900, ed. R. McKitterick, Cambridge 1995, pp. 303-10.

- ⑤ 上の Andreolli-Montanari, *L'azienda curtense* cit., pp. 85-98.

- ⑥ W. Kurze (ed.), *Coдекс Diplomaticus Amiatinus. Urkundenbuch der Abtei S. Salvatore am Monteinaia von den Anfängen bis zum Regierungsjahre Papst Innocenz III (736-1198)*, I, Tübingen 1974. 以下 CDA へ省略。 邦訳『中世初期イタリア中・北部農村の荘園制』CDA III/2 へ表記する。

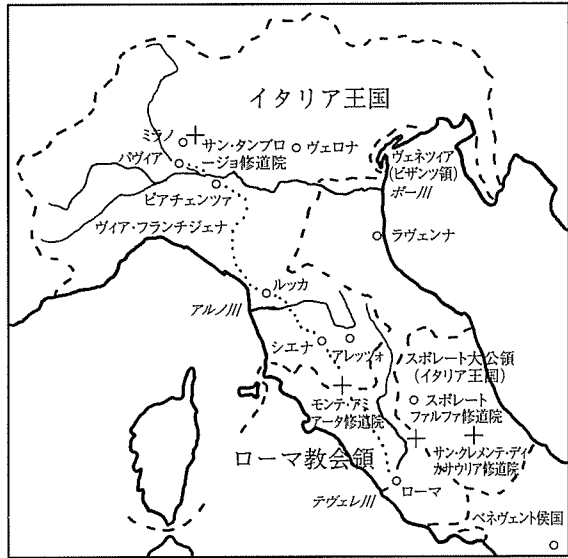
一 研究史

リヴェットロ文書に関する研究の出発点に位置するのは、ルド・モリッツ・ハルトマンの一九九〇年の論文である。ラヴェンナ地方に伝来する九・一〇世紀のリヴェットロを扱ったハルトマンは、この文書を領主・農民間で設定された二九年度の借地契約であるとした上で、この文書の機能を、領主が農村労働力を活用するための法的手段である点に見出した。また彼はリヴェットロ契約が四世紀のテオドシウス法の系譜を引くものとみなした^①。

ハルトマンの提示した見解のうち、リヴェットロの起源に関する仮説は、後にシルヴィオ・ピヴァノをはじめとする法制史家に受け入れられ、練り上げられることになる^②。これに対してリヴェットロ契約の概念規定は、ローベルト・エンドレスの契約類型論に継承された。すなわちエンドレスはルッカ司教座に伝来する九・一〇世紀のリヴェットロに関して、以下の三つの類型を構想したのである。第一の類型は、領主・農民間で農民経営単位の貸借関係を設定する *Kleinlibell*（小リヴェットロ）であるが、そこで農民は居住や賦役を義務づけられた。第二は、土地所有者に所領を貸与する *Großlibell*（大リヴェットロ）である。そして彼は第三のカテゴリーとして、居住や貢租納入等の義務を第三者に履行せしめるという仕方、借地人に農民経営単位の管理を委ねる *Mittellibell*（中リヴェットロ）を指定した^③。

こうした系譜論や類型論をふまえて、リヴェットロ文書の制度的変遷を領主制の発展と関連づけて論じたのが、すでに城戸照子氏により紹介されているブルーノ・アンドレオッリの論文である。アンドレオッリは、テオドシウス法に由来するこの契約が元来、自らは耕作を行わない土地所有者の間に結ばれた契約であるとした。しかし八世紀以降、領主は身分的には自由な農民を労働力として自己の所領に取り込むための手段として、この契約方式を利用するようになる。こうした文書利用の仕方は、文書名称としての「リヴェットロ *libellus*」や、貸借の法形式を表す「リベラリウスの資格で *libellarius nomine*」などの文言に、従属の含意を与えることになった。その結果、意味内容に混乱を来したこれらの文言は、文

地図1 9世紀初頭のイタリア北・中部



Atlante della Storia d'Italia, Novara 1997, p. 99 の地図をもとに作成。

規定を試みたのが、ピエール・トゥベールとローラン・フェレルである。まずトゥベールは中世ラティウムに関する一九七三年の名著において、同一の文書を二部作成する点にリヴェッロの本質的特徴を認めるS・ビヴァノの見解によりつつ、この文書が一〇世紀から一二世紀にかけてこの地方で進行するインカステラメントに適合的な文書類型であると論じた。すなわち農村の再編をめざす領主にとり、労働力を安定的に確保するには、農民に彼らの権利を保証することが必須の課題であった。この課題に応えたのが、同一の文書を当事者双方に発給するがゆえに、権利・義務を相互に保証する法

面では使用されなくなる。しかし九世紀初頭には、この契約形式がもっぱら直接生産者を対象とする用益権の設定に利用されるにいたり、libellario nomine が従属的な貸借関係を一義的に示す表現として再び使用されはじめ、まもなくこの用法が定着する。こうして、libellario nomine などの文言の消滅と復活、その語義の変化には、借主の非生産者から直接生産者への転換、ひいては農民の掌握をめざす領主の所領政策が深く関わっており、そこに自由人の没落が映し出されているというのである。もつともリヴェッロが直接生産者のみを対象としていたのは、半世紀の間だけであった。九世紀後半以後、リヴェッロがあらゆる土地貸借関係の設定に利用されるようになったからである。^④

的機能を具えたリヴェットであった。^⑥ 以上のトゥベールの見解は、リヴェットとプレカリアを比較検討したフェレルにより補強された。それによると、請願形式を有するプレカリアは、借主の貸主への従属という側面を際立たせる一方、双務契約としてのリヴェットは、当事者双方の法的に対等な立場を示すのに適した文書であった。フェレルはスポレート大公領で作成された貸借文書が、一〇世紀にプレカリアからリヴェットに転換した事実をふまえて、こうした動向の背景に、農民の同意を得ることによって農村再編を進捗させようとした領主の意図を読みとったのである。^⑦

リヴェットの特質を権利・義務の相互保証や契約当事者双方の法的対等性に見出すトゥベールやフェレルの見解は、リヴェット契約の起源を中世初期に指定する最近の文書形式学者の仮説に対応しているように思われる。まずアントネッラ・ギニョーリは、リヴェット契約の古代後期起源論を批判した論文で、古代後期にリヴェット契約が存在したことの証拠とみなされてきた *libellus* の意味内容を逐一検討した。その結果、この用語が古代後期には「土地貸借文書」ではなく、官庁や教会当局に宛てて提出される「請願書」を指示していたと結論づけた。^⑧ さらにジョヴァンナ・ニコライは、リヴェットの先行形態を「コンヴェニエンティア *convenientia*」に求めた。それによると、ランゴバルド期以来確認されるコンヴェニエンティアは、土地の貸借や交換のほか紛争当事者間での示談など、さまざまな取り決めに包摂する柔軟な契約形式であるが、この範疇に属する文書の特徴は、当事者双方の合意に基づいて設定された双務契約である点にあった。このうち土地貸借関係の設定に関わる文書は、書記による絶えざる文書作成活動を通じて、徐々にリヴェットという独自の名称を獲得し、固有の契約文書へと発展したというのである。^⑨

このように従来の研究では、リヴェット文書の制度的系譜に関して見解が分かれているだけでなく、文書を通して取り結ばれた土地所有者と利益権者の関係をめぐって、支配・従属か対等かという二つの相異なる性格規定がなされてきた。かかる見解の相違は、検討対象とする時期や地域の相違にも由来するであろうが、より本質的には、文書の有する契約形式をどのように評価するかによるものと思われる。つまり、対等な法関係を体现する文書形式が契約の本質をも規定した

と考えるか、それともこの契約方式が借主たる農民に自由身分を保証しつつ、領主による支配と搾取を受け入れさせるための手段として活用されたと見なすかにかかっている。

- ⑦ L. M. Hartmann, Bemerkungen zum Codex Bavarus, *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung*, 11 (1890), pp. 361-71.
- ⑧ S. Pivano, Origine del contratto di livello, *Rivista di storia del diritto italiano*, 1 (1929), p. 468-82. M. A. Benedetto, Livello, *Novissimo Digesto Italiano*, 9, Torino 1968, pp. 987-90. 参照。
- ⑨ R. Endres, Das Kirchengut im Bistum Lucca vom 8. bis 10. Jahrhundert, *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 14 (1917), pp. 240-92.
- ⑩ 城口前掲論文「農地契約」135-139頁。B. Andreoli, Per una semantica storica dello “ius libellarium” nell’alto e nel pieno Medioevo, *Buletino dell’Istituto Storico Italiano per il Medio Evo e Archivio Muratoriano* (= *BISI*), 89 (1980/81), pp. 151-91. ①② 伊藤 Id., Le enfiteusi e i livelli del “Breviarium”, in *Ricerche e studi sul “Breviarium Ecclesiae Ravennatis”* (Codice Bavaro), Roma 1985, pp. 163-77. Id. - Montanari, *L’azienda curtense* cit., pp. 85-91. 参照。
- ⑬ S. Pivano, *I contratti agrari in Italia nell’alto Medioevo*, 1904, pp. 159-234.
- ⑭ P. Toubert, *Les structures du Latium médiéval. Le Latium méridional et la Sabine du IX^e siècle à la fin du XII^e siècle*, I, Roma 1973, pp. 516-45.
- ⑮ L. Feller, Précaires et livelli. Les transferts patrimoniaux “ad tempus” en Italie, *Mélanges de l’École française de Rome. Moyen Âge* (= *MEFRM*), 111 (1999), pp. 725-46.
- ⑯ A. Ghignoli, Note intorno all’origine di uno “ius libellarium”, *Archivio Storico Italiano*, 156 (1998), pp. 413-46.
- ⑰ G. Nicolai, *Cultura e prassi di notai prenormani. Alle origini del rinascimento giuridico*, Milano 1991, pp. 40-57.
- ⑱ アンデレオッリは最近になつてリヌエトロ契約の起源に関するキエーリの見解を受け入れつつゐる。(B. Andreoli, “Situazioni proprietarie”, “Situazioni possessorie”. Spunti per un dibattito europeo sulla contrattualistica agraria altomedievale, in *Per Vito Fumagalli*, a cura di M. Montanari-A. Vasina, Bologna 2000, p. 549.)
- ⑲ Andreoli-Montanari, *L’azienda curtense* cit., p. 91. ①② 伊藤 初頭ジュ・シメナイヤーは、ランツハルト末期のトスカナ地方で進行したとされる自由農民の没落を表現する文書形態として“conventientia”を想定しつつ、(F. Schneider, *Die Reichsverwaltung in Toscana von der Gründung des Langobardenreiches bis zum Ausgang der Staufer* (568-1268), I: Die Grundlagen, Roma 1914, pp. 185-97)。

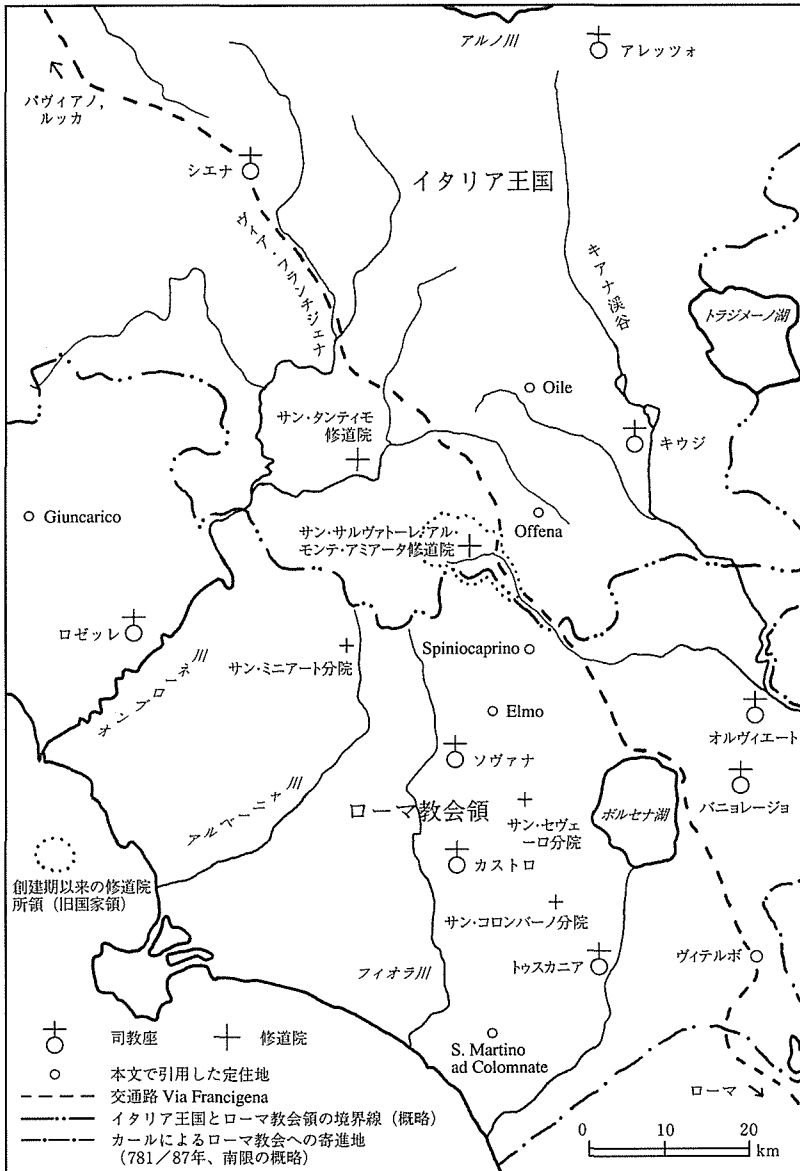
二 文書形式と契約内容

1 リヴェッロ文書の「成立」

キウジ地方のアミアータ山麓に佇むサン・サルヴァトーレ・アル・モンテ・アミアータ修道院は、七五〇年頃にランゴバルド国王アストルフォの支援を受けて建設されたベネディクト派修道院である。この修道院は元来、アミアータ山岳地帯にまとまって分布する国家領の経営を担うとともに、修道院の近接地点を通過し、王国の首都バヴィアとローマとを結ぶ交通路ヴィア・フランチジエナを維持・管理する役割を果たしてきたが、カール大帝が七八一年ないし七八七年にトスカナ南縁部をローマ教会に寄進して以来、ランゴバルド王国を継承したイタリア王国とローマ教会領との境界地点に位置することになった（地図2参照）。かかる戦略的拠点としての重要性ゆえに、フランク王権の庇護下に入るにいたったモンテ・アミアータ修道院は、周辺住民との間で土地財産の売買・寄進や貸借を活発に展開したこともあって、南トスカナの一大土地所有勢力へと成長していく。^①

モンテ・アミアータ修道院には、創建期の八世紀半ばから一〇世紀初頭にかけて作成された土地貸借文書八六点が伝来する。^②これらの文書については、二点を除く八四点までが単葉の羊皮紙原本で保管されてきたため、後世における文書偽造の可能性を考慮に入れる必要がない。しかもこの文書群には、修道院が契約に関与しない貸借文書一五点が含まれている。^③それゆえアミアータ文書は、契約関係を性格規定するさいに避けて通ることのできない文書形式と契約内容の検討作業を、修道院という枠を超えて、南トスカナという地域的枠組みから行う上で、有益な素材を提供してくれるのである。もともと、アミアータ文書に刻印されたこの地域性は、そのまま本稿が有する射程の限界を示している。近年、精力的に進められてきた一連の農村史研究は、中世初期イタリアの貸借文書が、契約方式や書式から負担内容の細部にいたる

地図2 9世紀のトスカーナ地方南部



※地名比定については、CDAⅢ／2（「はじめに」註⑥参照）に依拠した。

まで、さまざまな点において地域的個性を有することを明らかにしてきたのである。^⑤ この点に加え、借地契約文書の利用が自由人に限定されるという、史料の本質的性格に関わる制約がある。モンテ・アミアータ修道院には、境遇のさまざまな保有農民の負う負担を網羅的に記録する、同時代の所領明細帳系史料が伝来していない。したがって、貸借文書に表現された領主・農民関係の在り方を探る作業の一環として、農民負担を分析するにあたっては、身分的に非自由でありながら、領主から土地財産を賦与されて保有農民とされた者の事例や、自由人ではあっても、文書を媒介とする契約関係を領主と取り結ぶことなく、慣習的負担を負う農民の事例を、比較の観点から参照しえない点を、あらかじめ断っておかねばならない。^⑥

文書形式について検討を加える前に、本稿に関連するかぎりにおいて、カロリング期イタリアの書記制度に触れておく。フランク王権は八世紀末から九世紀前半にかけて、一連の勅令を通して書記制度の改革・整備を手がけたが、その一環として書記を特定の伯の管轄下に置き、彼らの活動を原則的に当該管区内に限定した。^⑦ アミアータ文書によるかぎり、実際にはすでにランゴバルド期に、文書作成者と特定の都市あるいはその世俗行政区画とのつながりが認められるが、この原則はカロリング期にいつそう明確になる。そのことは、たとえばトウスカーニア管区内にあるアミアータ修道院付属のサン・コロンバーノ分院で八一〇年に文書を作成したベトルスが、「キウジのキヴィタスの書記 *notarius cibitatis Clusina*」と称した例に見られるように、書記が外部の管区で職務を遂行するさいに、自身の帰属するキヴィタスの名称を明記する事例からも確認される。^⑧

最初に、七三六年から七九四年までの日付をもつ文書六点をもとに、八世紀の土地貸借文書の全体的枠組みを再構成したい。^⑨ まず本文の主要部分を構成する *dispositio*（措置部）では、貸借の対象となる土地財産に関して、所有権移転など先行する法行為や既存の土地保有関係を記す。次いで貸主による借主への当該財産の利益権賦与を記述するとともに、賦役労働や貨幣貢租など、土地利益の代償として借地人の負う義務の内容を定める。^⑩ これにつづく *poena*（罰則規定）では、

一般に借主に対しては義務不履行と当該財産の放棄が、貸与主には過重な負担強制と不当な利益権剥奪が明文をもって禁止され、違約の場合、相手に一定額の罰金を支払うことなどを当事者双方が約束する。そのさいに、当事者の相続人や後継者も罰則に拘束される旨が明記される。^⑪そして、当事者双方が文書の作成を書記に依頼する文言を含む *rogatio* (依頼定式) では、同一の文面をもつ文書の二部作成が表明される。七三五年ないし七三六年の日付をもつ文書を例にとるならば、それは「私ボネファティウスは当事者双方の依頼を受け、まさにこのコンヴェネンティアを二通のカルタに同一の書面をもつて書いた *Quem viro conveniētia [sic] ego Bonifatius rogatus a partibus in duabus cartule uno tenere scripsi*」と表現された。^⑫この後、貸主と借主そして契約に立ち会った証人が、通例は双方の文書に自筆ないし十字の印をもつて副署する。^⑬この文書は、書記が当該文書を完成して、当事者にこれを引き渡す旨の書式をもつて締め括られる。^⑭

このような文書構成から、八世紀の貸借文書に共通する以下の特徴が浮かび上がってくる。第一は、文書の双務契約としての性格である。当事者双方が一部ずつ受けとることを前提とする文書の二部作成手続きは、トゥベールが指摘するように、実質的には契約履行を相互に保証する役割を果たす。^⑮そうした借地契約の特質は、とりわけ当事者双方に同額の罰金を設定した罰則規定に具体化されている。^⑯第二の特徴は、双方の合意に基づいて契約関係の設定された旨が随所で強調されていることである。例えば七三六年にはトゥスカニアの文書作成者タキノルフが、措置部の冒頭に「XとYの間で良きことと見え、合意された *Placuit adque convenit inter X nec non et Y*」という書式を使用しているし、先に引用したように、キウジのボネファティウスは契約を *conveniētia* と言いつづけている。^⑰

もつとも、個々の書式や文言にまで分け入り、文書形式をより詳しく検討するならば、措置部の冒頭部分の書式に典型的にみられるように、^⑱それぞれの書記が任意の書式を使用していることがわかる。文書呼称についても同様である。「約定書 *cartula promissionis*」とよばれることもあれば、単に「文書 *carta/cartula*」と記される場合もあり、書記によって呼び方が異なるのである。^⑲

ところが九世紀になると、書式の水準においてキヴィタスごとに異なる変化が生ずる。そのことは、措置部の冒頭定式に明瞭に見えてとることができる。すなわちキウジの書記は八一〇年以降、「私Xは汝Yに確認することを定めた *Previdi ego X confirmare te Y*」という書式を導入して、貸主による貸与の意思を明記した。^{②①}これに対してトウスカニアの書記は、「汝らが私Yに貸与することを命ずるように、私は汝らXに請願する *A vobis peto X ut mihi Y locare ac prestare iubeatis*」等の文言で始まる借主の請願を記し、次いで貸主側の請願承諾を表明する形式を採用した。^{②②}さらにソヴァナの書記は、九世紀半ばにこの請願形式を採用するまで、ランゴバルド期以来の *Placuit* 書式を使用し続けたのである。^{②③}

キヴィタスごとに異なる書式の採用は、書記、あるいは書記の帰属する都市が、文書形式の発展にある役割を果たしたことを示唆する。しかし、書記個人の技量や都市の法的伝統に還元しえない事実をも指摘しなければならない。それは、八〇八年以後の南トスカーナの土地貸借文書が、一律に「リヴェッロ *libellus*」あるいは「コンヴェネンティアのリヴェッロ *libellus conventie*」という固有の名称をもって指示され、併せて貸借の法的根拠を表す文言である *libellario nomine* が本文に挿入されたことである。^{②④}借主の用益権や居住義務、改良義務を表す定型の書式が導入されたのもこの時期である。^{②⑤}ことにキウジ地方では、「居住し、労働し、用益し、その家屋と財産を改良し、しかして悪化させないように *ad resedendum vel laborandum et usufruendum et ipsam casa vel rhus meliorandum nam non pegiorandum*」という書式が八一〇年に採用されて以来、時代の推移に伴って若干の変化を見せるものの、大多数の契約でこの種の書式が使用されることになった。^{②⑥}

九・一〇世紀の貸借文書においては、書式や文言、文書呼称の水準でこのような変化が認められる一方で、ランゴバルド期以来の契約形式が保持された点に留意する必要がある。実際に、当事者双方を同額の罰金をもって拘束する罰則規定や、同一の文書を二部作成する契約手続きは、すべてのリヴェッロ文書に共通する特徴である。^{②⑦}またキウジやシエナの書記は、契約条件を提示するさいに、「以下のコンヴェネンティアにおいて *in ea conventia*」などの文言を挿入すると

②③ もに、文書そのものを *libellus conventie* と名づけている。八一九年にルイ敬虔帝がアレツツオ伯ハガノに宛てて発給した証書に見られる以下の表現は、土地貸借文書がカロリング期に新たな発展を見せ、借地契約として固有の名称を獲得した後も、それが双方の合意に基づく双務契約としての *conventia* たりつづけた事実を裏書きしている。すなわち、ハガノと司祭バルバキアヌスとの間で取り結ばれた借地契約は、「ランゴバルド法に従って、同様の文面で書かれ、証人の副署によって確認されたところの、二通のリヴェッロによる汝らのこれらのコンヴェニエンティア *Has vestras convenientias, secundum legem Langobardorum, per duos libellos simili tenore conscriptos et subscriptione testimoniorum*」と表現されたのである。④

2 「古典的」契約類型とその発展

自由人没落論を唱える歴史家は、領主・農民間で作成された八・九世紀の土地貸借文書を、自由農民が領主支配に服していく過程を浮き彫りにする文書であると位置づけたが、そのさいにこの貸借契約に先行して、契約当事者間で当該財産の所有権移転が行われたものとアプリアに想定してきた。⑤だがアミータ文書では、借地人の中に、土地財産を請け戻すこのような自由人とならんで、父の享受していた用益権を確認される者や、これを新たに賦与される者も見出される。そこで以下では、貸主と借主が貸借に先行して相互に取り結んでいた法関係にも注意を払いながら、土地貸借文書八六点の内容を検討する。

表は、貸借物件である土地財産の種類、当事者双方が貸借関係の設定に先立って取り結んでいた法関係や法行為の内容、借主が貸主に対して負う負担の種類、居住規定と「領主裁判権」規定の有無を文書ごとに調べ、これを作成年代順に配列したものである。ここでまず、借地人に課せられた負担をもとに借地契約を区分するならば、賦役労働を規定する賦役型契約と、現物や貨幣の納入を主体とする貢租型契約とに分類することができる。⑥このうち賦役型契約は、少なくとも週一

八・九世紀トスカーナ地方南部の土地貸借文書（西村）

表 モンテ・アミアータ修道院に伝来する土地貸借文書の内容（8～10世紀初頭）

時期 区分	出典 (CDA)	日付	貸主	借主	貸借 物件	先行 関係	居住 規定	負担			裁判 規定
								賦役	現物	貨幣	
I	*1	736. 3	Mauro ab. (S.Saturnini)	Faichisi, Pasquale g.	A	○	◎	waracinisca			X
	*2	735.6/736.5	Tasulo centenarius	Pertulo	A	X	◎	1週/ 3週	○		X
	*8	752. 6	Fusciano	Arnifrid	A	○	◎				X
	*15	765. 10	Guntefrid	Bonulus	A	●	◎	12日/ 年			X
	*19	772. 3	Guntifrid ex.Clusine civ.	Auderad	A	○	◎	1週/ 3週, 塩運搬			X
	*20	772. 3	Guntifrid ex.Clusine civ.	Teudipert l.h.	A	X	◎	1週/ 3週, 塩運搬			X
II	45	794. 9.24	Radipert diac.et mon.	Raghipert	AA	X	X		○	○	X
	[51]	800. 8	Sabbatinus ab.	Prando centenarius	A	●	◎		○		X
	54	804. 7	Ermimari ab.	Miculo	A	●	◎	1日/週, 2日/週を交互			X
	*64	808. 7	Erminpertus	Graso	A	●	◎	1週/ 月			X
	65	809. 5	Sabbatinus ab.	Deusdede l.h.	A	●	◎	1日/ 週			X
	67	809. 8	Sabbatinus ab.	Bonipertus, Leupertus l.h. g.	A	◎	◎	現物が軍役			X
	68	810. 4	Amabilis prep. (cella S.Columbani) // Desiderius	A	X	◎	1週/ 4週				X
	71	811. 8	Sabbatinus ab.	Amato, Susinnu, Santulo g. l.h.	A	●	◎	1週/ 4週			X
	*73	812. 10	Rachipert, Auto	Alipert l.h.	A	X	◎	1週/ 4週			X
	75	816. 5	Audualdus ab.	Maiano pr.	AA	●	◎		○		X
	81	818. 8	Audualdus ab.	Lupo, Suaipert g.	A	●	◎	1週/ 4週			○
III-1	82	819. 4	Audualdus ab.	Rattelmi, Marinu g. l.h.	A	●	◎			○	X
	83	819. 8	Audualdus ab.	Castinulo l.h.	A	X	◎	2日/ 週			X
	*86	821. 6	Walcari pr. (oratorio S.Salvatori) // Leuprand	A	●	◎			○		○
	89	822. 10	Grosso	Amabilis pr. et prep.	T	△	X		○		X
	*97d	[825. 5]	Giso	Racinaldulu l.h.	A			(angaria)			
	98	826.12	Audualdus ab.	Rihhari alam., Alticunda con.	AA	●	◎			○	X
	*99	827. 2	Ansari pr. (plebe S.Salv.)	Gisimari l.h., Aggiperga con.	A	○	◎		○	○	X
	100	827. 3	Audualdus ab.	Giso	R	●	X			○	X
	102	827. 8	Audualdus ab.	Feruold	A	●	◎			○	○
	103	827. 9	Audualdus ab.	Cristiano, Rotpert	AA	●	◎			○	○
	*104	828. 1	Maiano pr.	Cristiano	A	X	◎	1週/ 3週			○
	107	828. 6	Audualdus ab.	Rachinald pr.	C	△	X		○		X
	108	830.12	Petrus ab.	Inseradus cl. l.h.	A	○	◎			○	X
	111	834. 1	Ildiprandus diac. et prep.	Adalpert	A	●	X		○		○
	112	835. 8	Ildiprandus diac. et prep.	Santulu	A	○	◎			○	○
	113	835. 8	Ildiprandus diac. et prep.	Lupo, Iohanne g. l.h.	A	X	◎	2日/ 年			○
	114+	837. 8	Ildiprandus diac. et prep.	Atripert l.h.	A	○	◎	2日/ 週			○
	117	838. 3	Tatjtjo	Ildiprandus diac. et prep.	R	○	X		○		X
	120	841. 2	Romanus mon. (cella S.Miniati) // Liutprand l.h.	A	X	◎				○	○
	121	843. 1	Ildiprandus diac. et prep.	Agimundulus	A	○	◎	1週/ 4週			○
	123	843. 10	Ildiprandus diac. et prep.	Erinpert	A	●	◎			○	X
	124	844. 6	Ildiprandus diac. et prep.	Giso, Domnulinus l.h.	A	●	◎			○	○
	125	845. 5	Ildiprandus diac. et prep.	Liuto	AA	X	X			○	○
	127	851. 6	Angelpertus pr. et prep.	Erriprand, Siciprand g.	T	○	X			○	○
III-2	128	852. 9	Angelpertus pr. et prep.	Leo, Lanpert l.h.	A	X	◎	1週/ 4週			○
	129	853. 1	Angelpertus pr. et prep.	Gunteram	A	●	○			○	X
	130	853. 5	Angelpertus pr. et prep.	Marinu	A	○	◎	1週/ 3週			○
	135	854. 1	Angelpertus pr. et prep.	Racimund, Leuprand +2, l.h.	A	○	◎		○		○
	137	855.12	Angelpertus pr. et prep.	Ladone pr., Ursus	A	X	○			○	○
	*138	856. 5	Paulus	Agiprand	A	●	◎			○	○

時期 区分	出典 (CDA)	日 付	貸 主	借 主	貸借 物 件	先行 関係	居住 規定	負 担	裁判 規定
								賦 役 現物 貨幣	
III-2	139	856.11	Angelpertus pr. et prep.	Micco	A	○	◎	1週/ 月	○
	140	859.12	Angelpertus pr. et prep.	Lupuino pr.	A	X	○		○ X
	141	860. 5	Angelpertus pr. et prep.	Iohannis, Iordannus	AA	○	◎		○ ○
	142	860. 5	Angelpertus pr. et prep.	Ursacius	A	○	◎		○ ○
	144	863. 10	Angelpertus pr. et prep.	Ardifusu, Adalprand nepus	A	○	◎		○ ○
	145	864. 9	Angelpertus pr. et prep.	Angilo, Petripert	A	X	◎		○ ○
	146	864. 10	Angelpertus pr. et prep.	Willeram, Gumpert g.	A	○	◎	2日/ 週	○
	147	865.9/866.3	Angelpertus pr. et prep.	Appertus cl.	AA	△	◎	6日/ 年	○ ○
	148	866. 2	Angelpertus pr. et prep.	Sabatinus, Dominicus g.	A	○	◎	1週/ 4週	○ ○
	150	870. 4/9?	Angelpertus pr. et prep.	Popo, Immardu g.	A	○	◎	12日/ 年	○ ○
	151	871. 8	Angelpertus pr. et prep.	Luminianu	AA	◎	◎		○ ○
	M 1	873. 6.27	Angelpertus pr. et prep.	Dabit	A	X	◎		○ ○
	156	875. 6.27	Ostribertus pr. et prep.	Aprio	A	●	◎	1週/ 3週	○ ○
	157	876. 5. 4	Ostribertus pr. et prep.	Gisalprand	A	○	◎	1週/ 3週	○ ○
	158	880. 8. 3	Ostribertus pr. et prep.	Gunto	A	○	◎	1週/ 3週	○ ○
	159	881. 8.28	Barolfus pr. et prep.	Leo	A	○	◎	2日/ 週	○ ○
IV	161	883. 5	Barolfus ab.	Lupo l.h.	A	X	○		○ X
	162	883. 8.21	Barolfus ab.	Aripald	T	△	X		○ X
	*163	886. 6	Mauru scabinus	Ildicari, Bernard g. l.h.	AA	X	◎		○ ○
	165	887.11. 7	Petrus ab.	Waliprand	A	○	X	1週/ 3週	○ ○
	166	887.11. 8	Petrus ab.	Gurdannes	A	○	◎		○ ○
	167	890. 8.27	Petrus ab.	Lanprand	AA, M	○	◎		X
	169	893. 6. 3	Petrus ab.	Rainald, Acco	A	○	◎	1日/ 年	○ ○
	173	897. 1.15	Petrus ab.	Alfusus	A	X	○		○ X
	174	899. 9.12	Petrus ab.	Andreas	T	X	X		○ X
	177	903. 8.21	Petrus ab.	Jurdannes	AA	◎	◎		○ ○
	178	903.8.13/22	Petrus ab.	Rainolf	AA	◎	◎		○ ○
	181	903.11. 4	Petrus ab.	Otticeri, Oripanda con.	AA, M	○	◎		○ ○
	182	904. 6.16	Petrus ab.	Landolfus pr., Benedicto	A	X	◎		○ ○
	184	908. 9.18	Petrus ab.	Petrus, Tagalberga	AA, D	◎	◎		○ ○
	188	913. 7.19	Petrus diac. et prep.	Otticeri pr., Gaudencius pr.	A	X	◎		○ ○
	191	916. 6. 3	Petrus ab.	Benedicto, Tundalperga	AA	X	◎		○ X
	193	917. 6.12	Petrus ab.	Liutardus pr., Winisi	A	X	◎		○ X
	194	920. 9.21	Petrus ab.	Tjangro	A	X	○		○ ○
	195	921. 1	Eribrandu pr. et mon. (cella S.Severi) // Anso pr.	R	X	X			○ X
	196	926. 9.17	Erimfridus ab.	Mainbert, Boniperga	A	X	◎		○ ○
	197	926. 9.29	Erimfridus ab.	Agatus, Lambert	AA	◎	◎		○ X

・凡 例

「出典」 CDA = W.Kurze (ed.), *Codex Diplomaticus Amiatinus*, I. 本稿「はじめに」註 ⑥ 参照。

M = M.Marrocchi, *Quattro documenti dall'archivio Sforza Cesarini...* 本稿 2 章註 ② 参照。

45 = 原本, 114+ = 写本, [51] = 偽文書, 97d = 羊皮紙裏面の覚書, *1 = 修道院の関与しない文書。

「貸主・借主」 ab.= abbas, prep.= praepositus, pr.= presbiter, diac.= diaconus, cl.= clericus, mon.= monachus,

l.h.= liber homo, ex. Clusine civ.= exercitalis Clusine civitatis, g.= germani, con.= coniu, alam.= alamannus.

「貸借物件」 A = casa et res (mediate de casa et res を含む), AA = 複数の casa et res, C = curtis, D = rebus dominate,

M = mulino, R = res, T = terra / terra et vinea.

「先行関係」 貸借に先行する契約当事者間の法関係ないし法行為：借主の父・借主による当該財産の用益 (○), 売却 (◎),

寄進 (◎), 関係なし (X), その他 (△).

「居住規定」 本人の居住 (◎), 本人あるいは第三者による居住 (○), 居住規定欠如 (X).

「負担」 賦役 (例：1週/ 3週 = 3週ごとに1週, 12日/ 年 = 年12日 など. warcinisca = 乾草刈りと家畜小屋作り).

「裁判規定」 「領主裁判権」規定の有 (○), 無 (X).

日、通常は三週ないし四週ごとに一週という週単位の重い賦役を負うものと、年間一日から一二日までの軽微な年賦役を課せられたものに区別できる。文書では、この二種類の賦役はそれぞれ「アンガリア angaria」、「オペラ opera」なる用語をもって区別されている。^⑤これに対して貢租型契約には、現物あるいは貨幣いずれかの納入を負う場合と、双方の納入を定める場合とがある。文書では現物貢租と貨幣貢租を区別せず、これらを一律に「ペンシオ pensio」と表現している。^⑥

賦役型契約と貢租型契約の作成された時期、ならびに貸借の対象となる土地財産の種類に注目するならば、借地契約は四つの時期に区分することができる。これらを便宜的にⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期と名づけるとするならば、Ⅰ期はもっぱら単一の農民経営単位を対象として賦役型契約が作成された時期であり、七三六年から七七二年までの文書がこれに相当する。七九四年から八一八年までのⅡ期、および八一九年から八八一年にかけてのⅢ期には、貸借物件が多様化し、また賦役型契約と貢租型契約の双方が作成された時期である。この二つの時期を分け隔てるのは、貸借の対象と借主の負担との対応関係である。すなわちⅡ期には、単一の農民経営単位を対象とする契約は賦役型契約、複数の経営単位やその他の土地財産に関わる契約は貢租型契約というように、貸借物件の内容に応じて借主の負担が明確に区別されていた。ところがⅢ期には、農民経営体一単位を用益権賦与の対象とする契約の中に、貢租型契約が登場したのである。八八三年から九二六年にかけてのⅣ期になると、賦役型契約が消滅し、ほとんどすべての契約が貢租型になった。これら四つの時期を政治的年代区分に当てはめるなら、Ⅰ期はランゴバルド期、Ⅱ期とⅢ期はカロリング期、Ⅳ期はポスト・カロリング期に対応する。

以下、この時期区分に従って契約内容をみていく。まず文書六点の伝来するⅠ期には、「古典的」ともいえるべき、以後の契約の原点となる貸借契約が作成された。貸借の対象は農民経営体一単位であり、史料用語を用いるなら「家屋と財産 casa et res」——表「貸借物件」欄で「A」と表記——であった。^⑦借主はその家屋への自身による居住——同「居住規定」欄に「◎」で表示——と、賦役をはじめとする義務の履行を約束した。^⑧借主の負担は契約ごとに異なるが、負担の種

類や量の設定にさいし、借主本人がかつて当該財産の所有者であったか否かが考慮されたようである。そのことを、「キウジのキウイタスのエクセルキタリス exercitialis Clusine civitatis」であるグンテフリッドが貸与主として関与した三通の文書から見てもよい。グンテフリッドは七七二年に、「ロゼッレ地方の Giuncarico」にある土地財産について、アウデラッドにはかつてその父が享受していた用益権の相続を認め、テウディベルトに対しては新規に家屋への入居を定めた。そのさいにこれら二人の俗人は、三週毎に一週の賦役労働を履行するほか、毎年夏に「領主直領地 dominio」からキウイタスへ塩を運搬することを、それぞれ約束した。これに対して、かつてキウジ地方の Offena にある全財産をグンテフリッドに売却していたボヌルスは、七六五年に文書を作成してその財産を請け戻したとき、年間一二日のオペラを負ったにすぎない。^{④⑥}

真正文書一〇点と偽文書一点が伝来するⅡ期には、単一の農民経営単位を貸借の対象とする契約とならんで、複数の農民経営単位——表「物件」欄では「AA」と表示——の用益権賦与をその内容とする貢租型契約も登場した。このうち複数の農民経営単位を貸借の対象とする文書二点、および軍役を負担内容とする八〇九年の文書、^{④⑦}計三点を除く真正文書七点は、「古典的」契約の枠組に沿って作成された。Case studies を貸与された借主は、その代償として本人自身の居住と賦役履行を約束したのである。^{④⑧}ただしこの種の契約にも、新たな動向が看取される。それは、貸借関係の設定に先立って、当該財産の有償譲渡が行われた事例——表「先行関係」欄で「●」と表示——が、七点中五点を占めたことである。^{④⑨}こうした請け戻し契約の割合の増大は、土地所有者から保有者に転化する自由人の増加を映し出すものと解されるが、この理解の妥当性は、アミアータ修道院における売却文書の伝来の仕方から裏づけられる。この修道院には、自由人が全財産たる家屋一軒とその附属財産を修道院に売り渡すさいに作成した八・九世紀の売却文書が一六点伝来するが、このうち八七三年の日付をもつ文書一点を除く一五点までは、カール大帝がランゴバルド王国を征服した七七四年から八四〇年にかけての時期に作成されているのである。^{④⑩}

こうした自由人の借地人化と相まって、請け戻し契約においては、修道院が契約に関与しているかどうかに関わらず、負担の種類がオペラからアンガリアへと変化し、賦役量が増加した。すなわち、八〇九年にアミアータ修道院長サバティヌスとデウスデデの間で交わされた契約では、週一日の賦役が規定されているが、それ以外の事例では、自己の財産を売却した人物は、四週ないし月毎に一週というさらに重い週単位賦役を負っているのである^{④⑤}。他方、請け戻しを前提としないうこの時期の契約において、借地人は請け戻し契約の場合と同一量の賦役を除いては、いかなる負担も課せられることがなかったから、少なくとも文書を媒介として借地契約が取り結ばれる場合には、用益権者に対する負担のアンガリアへの一元化と賦役量の均一化が急速に実現していったと考えてよい。なお貸借文書が *libellus* と称されるようになり、あわせて貸借の法的根拠を表す文言である *libellano nomine* が本文に導入されたのは、この時期である^{④⑥}。

Ⅲ期には、「古典的」契約からの乖離が進行する。この時期に作成された文書は、覚書一点を含め四八点であるが、この中には貸主のみならず、借主に発給された文書をも伝来させている二組の文書、計四点が含まれるため、実際の契約件数は四六件である。このうち *casales* を対象とする契約は三五件を占めるが、契約に先立って当該財産の有償譲渡が行われたことの確実な契約は、三五件中九件にとどまる。しかもこれら九件について賦役規定を含む契約は一件もなく、借地人の負担はいずれも貢租となっている。これに対して、貸借関係を新規に設定したり契約を更新したりする場合、借主がアンガリアの履行を約束する事例とならんで、^{④⑦} 軽微な年賦役に加えて貨幣貢租を負ったり、現物貢租あるいは貨幣貢租を負担する事例も頻繁に確認される。^{④⑧} こうした負担内容の変化を象徴的に示すのが、八三五年にソヴァナ地方の *Sancti Eusebio* にある土地財産をめぐる、修道院長代理イルディブランドゥスと借地契約を取り結んだサントウールの事例である。サントウールはかつて兄弟二人とともに、貸与主たる修道院に対して四週毎に一週の賦役を義務づけられていたが、八三五年に単独で契約を更新した時にはもはや賦役義務を負わず、その代わりに貨幣貢租一二デナリウスの支払いを約束しているのである。^{④⑨} こうして、単一の農民経営単位を用益する者すべてが同一量の賦役を負担するという原則が崩

れた。しかしその一方で、*casa et res*を対象とする八二〇年代以降のほとんどすべての契約に、「領主裁判権」規定が盛り込まれた。これ以後、借主の負う負担が何であれ、*casa et res*の借地人は貸与主の「領主裁判権」に拘束されることになった。^⑤

かかる特徴を有するⅢ期は、八五一年ないし八五二年を境として、さらに二つの時期に区分される。これらを便宜上Ⅲ-1期、Ⅲ-2期と呼ぶならば、二四件の契約が設定されたⅢ-1期には、単一の*casa et res*以外の財産を対象とする契約が八件に上り、しかも「所領*curis*」[地片*terra*]——表「物件」欄ではそれぞれ「C」[「T」と表示——など、貸借物件の多様化が顕著となっている。^⑥またある文書で複数の農民経営単位の借主として登場する人物が、別の文書では貸主になるといった、貸借関係の重層化も確認される。^⑦ところが、一二件の契約が取り結ばれたⅢ-2期には、単一の農民経営単位以外の財産を貸借の対象とする事例は、複数の*casa et res*を扱った契約三件にすぎず、貸借関係の複層性を認めることもできない。またⅢ-1期には、貢租を負担内容とする契約のなかに、借主の居住を義務づけていない事例——表「居住」欄に×印で表示——が見られたのに対して、Ⅲ-2期には借主の従属者による居住という仕方をも含めて——表「居住」欄に○印で表示——、あらゆる借地人に居住責任を負わせているのである。ここで論ずる余裕はないが、かかるⅢ-2期の動向は、教会の財産権移転行為に対して皇帝ルドヴィコ二世が講じた措置との関連で読み解くべきであろう。^⑧

さて、貸借文書二〇点の伝来するⅣ期になると、負担の種類が貢租へと一元化されるのとは対称的に、貸借物件と契約内容が再び多様化する。すなわち一方では、複数の農民経営単位を対象として貸借関係を設定する事例が増加し、「地片*terra*」や「領主直領地*rebus dominate*」[水車*mulino*]等の用益権を設定する例も見られるようになる。^⑨そして他方では、*casa et res*を対象とする契約一〇点において、借主本人が居住義務を負わなかったり、貸主の裁判権に拘束されない事例が増加するとともに、^⑩第三者を使役するという仕方、借主に労働の監督責任を負わせる規定が登場するのである。^⑪なお、単一の農民経営単位に関わる売買契約と請け戻し契約は、八七三年を最後に消滅する。^⑫

契約内容の変化をまとめるならば、以下のようになろう。トスカーナ地方南部では、ランゴバルド期にすでに兆しを見せていた自由人の借地人化が、カロリング期に入って一層進行した。この動向と相まって、かつては土地所有者であった自由人と、以前から保有農民であった自由人との間に存在していた賦役の内容と量の格差が、急速に解消へと向かった。もっとも、自由身分の保有農民に対する負担として実現された均一的な賦役体系は、請け戻し契約の減少傾向が現れる八二〇年代以降解体するが、これと歩調を合わせるように「領主裁判権」が導入されていく。その一方で、当初は「古典的」な契約関係を取り結ぶ手段であった土地貸借文書が、徐々に多様な貸借関係の設定に利用されるようになった。そして八五〇年代以降は、単一の農民経営単位を受益の対象とする契約そのものが、借主にとって自身の従属者を使役する手段となるにいたる。

こうした契約内容の変化にもかかわらず、一貫して保持された要素も見出される。それは契約期間が二代あるいは三代と長期に及んだことである。⑤ 単一ないし複数の農民経営単位への居住責任を借主へ負わせることが一般的であった点や、九世紀初頭以降、借主の用益権や改良義務が明記されたことをも考慮するならば、トスカーナ地方南部の貸借契約は、借地人によるすぐれて長期的かつ安定的な用益をめざした世襲借地契約といふべきものであつて、カロリング期にこの側面がより強調されたと言ふことができるであらう。

- ① モニナ・マリアータ修道院史にのこる W. Kurze, Il monastero di San Salvatore al Monte Amiata e la sua proprietà terriera, in *L'Abazia di San Salvatore al Monte Amiata. Documenti storici: architettura-proprietà* a cura di Id.-C. Prezzolini, Firenze 1988, pp. 1-26; W. Kurze, I momenti principali della storia di San Salvatore al Monte Amiata, in *L'Amiata nel Medioevo*, a cura di Id.-M. Ascheri, Roma 1989, pp. 33-48. 参照。

- ② 「マリアータ文書にのこる W. Kurze, Lo storico e i fondi diplo-

matici medievali. Problemi di metodo - Analisi storiche, in Id., *Monasteri e nobiltà nel Senese e nella Toscana medievale. Studi diplomatici, archeologici, genealogici, giuridici e sociali*, Siena 1989, pp. 1-22. 参照。この八六点には、長い間修道院から遺失していたが、スフォルツァ・マ・チュサリーニ家の文書庫から最近発見されたリヴェッロ一点 (M. Marrocchi, Quattro documenti dall'archivio Sforza Cesarini per la storia dell'Amiata e del "comitatus Clusinus" (secc. IX-XII), *BISZ*, 101 (1997/98), pp. 113-15, n. 1.)⁷ なるもの、厳密な意味で

の貸借文書ではないが、八二五年五月に売却文書を作成した書記 Petrus が、その羊皮紙の裏面 (dorso) に記したリヴェッロ覚書一点を含めた (CDA 97, p. 201. 以後 CDA 97d と表記)。

③ 写本として伝来する二点のうち、一点はオリジナル文書に忠実な方たちで一四世紀初頭に筆写された真正文書であり (CDA 114) 、もう一点は九世紀中に原本の写しに改竄の手が加えられた偽文書である (CDA 51) 。CDA 1, pp. 241, 98-101. 参照。

④ CDA 1, 2, 8, 15, 19, 20, 64, 73, 86 (11通), 97d, 99, 104, 138, 163. 修道院が当事者として関与しない文書が伝来する訳は、修道院に財産を譲渡した者が、その財産について第三者との間で作成した文書を、財産とともに引き渡したためである (P. Cammarosano, *Italia medievale. Struttura e geografia delle fonti scritte*, Roma 1991, p. 55.)。

⑤ 城戸前掲論文「農地契約」参照。

⑥ この二種類の史料をひきあわせて自由人の没落をめぐれる問題を考察した論考として P. Galetti, Un caso particolare: le prestazioni d'opera nei contratti agrari piacentini dei secoli VIII-X, in *Le prestazioni d'opera nelle campagne italiane del medioevo*, Bologna 1987, pp. 69-103, ㉔㉕㉖。

⑦ F. Bougard, *La justice dans le Royaume d'Italie de la fin du VIII^e siècle au début du XI^e siècle*, Roma 1995, pp. 66-68. この改革の前提としてハインリッヒ期の書記制度について N. Everett, Scribes and Charters in Lombard Italy, *Studi Medievali*, 41 (2000), pp. 39-83. 参照。

⑧ CDA 68, p. 136. CDA 57, 62. ㉔参照。九世紀末一〇世紀初頭の貸借文書十九点について、キヴァタスによって書記人数と文書点数を列

挙するならば、キウジ九人 (四一点)、ソヴァナ九人 (二五一点)、トゥスカニア八人 (一四一点)、シエナ四人 (八一点)、カストロー一人 (一点) である。本章註②、③、④参照。複数の管区で活動する書記はシエナとソヴァナに多く見受けられる。このうち帰属するキヴァタスを設定しえない若干名の書記については、その他の文書も参照して帰属する可能性の高い管区に分類した。

⑨ CDA 1, 2, 15, 19, 20, 45. 八世紀には土地貸借文書がもう一点伝来するが (CDA 8) 、その文書形態はこれと取り上げる六点とはまったく異なる。本章註⑤参照。

⑩ 一例を挙げるが、CDA 15, p. 30: "Manifesta causa abeo ego Bonulus, eo quod venundavi tibi Guntefrid omnis ris mea in casale Offine; et ego Guntefrid te supradicto Bonulus in ipsis ribus, quas mihi venundasti, reconfirmavi; ad duodecim operas, quod sunt dies duodecim manualis, et nihil tibi vel ad heredis tuis superponere promitto."

⑪ 例として CDA 15, pp. 30-31: "si ego Guntefrid vel heredis meis te supradicto Bonulus vel heredis tuis foris ipsis ribus expellere questivimus, aut amplius superimponere festinaverimus, nisi ipsi duodecim dies, tunc ex eas tu Bonule vel heredis tuis cum omnis ris muvilem de ipsa casa, et insuper componere promittimus nus Guntefrid vel heredibus nostris tibi Bonulo vel ad heredis tuis solidos decem. Similiter repromitto adque spondeo me ego Bonulus, ut si ego vel heredis meis foris ipsis ribus exire questivimus, vel ipsis duodecim dies tibi Guntefrid vel ad heredis tuis persolvere noluerimus ad omnia quod tibi utilitas fuerint, tunc exas ipsis filiis meis cum omnis ris muvilem de ipsa casa, et componere promitto ego

Bonulus vel heredis meis tibi Guntefrid vel ad heredis tuis solidos decem."

⑫ CDA 2, p. 5, CDA III/2, p. 568. の文書は二部作成に關する書式一覽を參照する。

⑬ ただし CDA 1, 2 では借主の署名と副署がない。リヤモノ文書はどちらも副署の在り方について Pivano, *I contratti agrari* cit., pp. 170-76. 參照。

⑭ 原文は CDA 1, p. 4: " + Ego Tachinoflu acolitus scriptor, quam pos tradita complivi et dedit."

⑮ Toubert, *Les structures* cit., pp. 518-20. 其中本稿七〇-七一頁參照。CDA 8 は他の同時代文書とは異なり、借主の一方的な義務を記した片務契約である。貸主側の罰則規定や署名の欠如も、文書の一部作成が契約の行った性格から説明される。

⑯ 本章註⑩參照。ただし CDA 2 では副署がないの罰金支払の義務が欠如する。

⑰ CDA 1, p. 3.

⑱ CDA 2, p. 5. 下の用語の綴りについて本章註⑩參照。

⑲ Placuit 形式: CDA 1, 2, "Manifesta causa abeo ego Y"; CDA 15, "Consta me X firmasse et firmavi te Y"; CDA 19, 20, "Constat me X et constat me Y convenentia"; CDA 45.

⑳ cartula promissionis: CDA 1, 15, carta/cartula: CDA 2, 19, 20, 45.

㉑ CDA 68 (署名 Petrus), 102, 103, 104, 107 108, 114 (以下 Boni), 129, 130, 137, 141 (以下 Liutardus), 140 (Taipertu), 144, 146, 150, M 1, 156, 157, 158, 159, 162 (以下 Ursu), 165, 166, 167, 169, 173, 174, 177 (以下 Petru), 178, 181, 182, 184, 197 (以下

Bonulinus), 188, 191, 193, 194, 196 (以下 Iohannes). キヤシの書記である Ursus は八〇四年に Previdi 書式の先驅とも言うべき "Previdi ego X dare tibi Y" なる書式を用いた (CDA 54, pp. 108-09)。

㉒ CDA 64 (Occini), 73 (Martinus), 97d, 100, 121 (以下 Petrus), 117 (Dominicus), 123 (Benedictus), 135, 139, 142, 145 (以下 Filiolu), 148, 151 (以下 Amelfridu), 下の文言は請願文書の書式 (ego X audientes petitiones tuas dedit tibi Y...) を有する文書: CDA 64, 117, 121, 123, 135, 139, 142, 145, 148, 151, エンベスカニートンカスエロ (CDA 124: Uunicisi) の書記による書式を採用した背景について、本書のローマ教会領を作成された土地貸借文書からの影響が想定される。この地方は八世紀末に教会領に併合されたのである (本稿三二頁)。ヤ・八世紀ローマの土地貸借慣行については F. Marazzi, *I "Patrimonia Sanctae Romanae Ecclesiae" nel Lazio (secoli IV-X). Sventura amministrativa e prassi gestionali*, Roma 1998, pp. 206-21. 參照。

㉓ Placuit 形: CDA 65, 71, 82 (以下 Filiolu), 67 (Aunaldus), 113 (Adeudatus), 120 (Carulus). Petitio 形: CDA 99 (Adeudatus), 128 (?), 138 (Uuarno), 161 (Ardingo), 163 (Liuprandu), 195 (Leo). Previdi 形: CDA 112, 125 (以下 Adeudatus).

㉔ libellus (CDA 64 (a. 808) 以下) はエンベスカニートンカスエロの書記が使用した libellus conventie (CDA 75 (a. 816) 以下) はキヤシモノナの書記が採用した。

㉕ 下の文言の導入と書式の発展との関連については W. クルツェの解説を參照 (CDA 1, pp. 98, 127, 129, 148)。なおトスカーナに於ける、かつてアンコバルド王国を構成した諸地方では、八〇七年のルッカ文書 (Endres, *Das Kirchengut* cit., p. 267, n. 89. 參照)

を皮切りに、九世紀半ばまでには貸借文書が *libellus* と称されるようになり、*libellario nomine* 等の文言の使用が定着した (Andreoli-Montanari, *L'azienda curtense* cit., pp. 87-88.)。

②⑥ CDA III/2, pp. 561-63. の用益権に関する書式一覽参照。

②⑦ CDA 68, p. 136. キュウジの書記は八五九年 (CDA 140) '借主本人ないしその従属者による居住という仕方'で、借主に居住責任を負わせる書式を導入し、八八三年 (CDA 174) には、借主による労働使役を規定する書式を導入した (CDA III/2, pp. 561-63. 参照)。

②⑧ カロリング期の罰則規定は基本的にラングバルド期の書式を継承した。文書の二部作成については、CDA III/2, pp. 568-71. の書式一覽参照。修道院には原本が一通とも伝来する九世紀の借地契約が二組あるが (CDA 86, 120) 'いずれも些細な綴りの相違を除けば文面は同一である。なお CDA 89 は文書が一通のみ作成された片務契約である'。

②⑨ CDA 102, 103, 104, 107, 111, 114. 'J'G は 'CDA 81, 165, 166, 167, 169, 173, 174, 177. 参照'。

③⑩ 本章註②参照。

③⑪ *Documenti per la storia della città di Arezzo*, I, a cura di U. Pasqui, Arezzo 1899, n. 23, p. 36. Nicolai, *Cultura e prassi* cit., p. 47, n. 121. も参照。南トスカーナでは '書記は *convenientia* ではなく '貫つて *convenientia* を使用し、*convenientia* から *convenientia* への綴りの変更は '正確な文法や正字法を重視するカロリング朝の意向によるものとみられる'。

③⑫ 例として V. Fumagalli, *Terra e società nell'Italia padana, I secoli IX e X*, Torino 1976, pp. 39, 142; Galetti, *Un caso particolare* cit., p. 88. ③⑬ 現物賃租や貨幣賃租との組み合わせはなく、賦役労働のみの履行

という負担の在り方は、トスカーナ地方に独自の形態である (B. Andreoli, *L'evoluzione dei patti colonici nella Toscana dei secoli VIII-X*, *Quaderni Medievali*, 16 (1983), p. 40)。

③⑭ 三週毎に二週 (および週一日) の賦役はキュウジ地方とシエナ地方で確認され、四週毎に二週 (および月一週) の賦役はトウスカニア地方とソヴァナ地方に見られる。

③⑮ トスカーナ地方におけるこのような *angaria* と *opera* の用法については B. Andreoli, *Contratti agrari e patti colonici nella Lucchesia dei secoli VIII e IX*, *Studi Medievali*, 19 (1978), pp. 153-54. 参照。一般に 'アルプス以北やイタリア北西部での用法とは異なり、'angaria' は *angaria* は運搬賦役ではなく農耕賦役を指すといわれる (城戸「農地契約」前掲論文、一四五頁)。アーバータ文書では 'angaria は運搬賦役とは明確に区別された上 (CDA 19, 20) 通例は賦役履行場所が指定され (本章註⑤参照) また手賦役 (*angaria manuale*: CDA 64, 65, 68, 81, 83, 104, 114, 148, 156, 159, 165) である手牛組合や牛の賦役と組合 (cum bohi vel manuale: CDA 19, 20, 71) しばしば賦役形態が指示されている。したがって 'angaria' は 'angaria' を '広く農作業に関わる賦役としておく'。

③⑯ 借主が賦役と賃租の双方を負う場合、賦役の内容が九世紀に *angaria* (CDA 2) から *opera* (CDA 113, 147, 150, 169) へと転換した。

③⑰ *pensio* の代わりに *census* を用いる場合もある (CDA 100, 127, 135, 140, 144, 147, M1)。

③⑱ したがって CDA 19 には農民経営単位 (二分の一を対象として) の *casa et res* について、それがアルプス以北のマンヌスの *manerium* であり、その経営体では必ずしも *manerium* を含んでいない (C. Wickham, *The*

- Mountains and the City. The Tuscan Apennines in the Early Middle Ages*. Oxford 1988, pp. 27-28, 231-35. 参照。 CDA III/2, pp. 517-28. の従物書式1覧を参照。
- ③ たたじ CDA 8 は、借主の居住義務のみを定めている。
- ④ CDA 19, 20, 15. エンヤルキターリスについては拙稿「国家植民」参照。
- ⑤ りふ大橋 (CDA 67) に関しは Gasparri, *Struttura militari cit.*, pp. 701-04. 参照。
- ⑥ CDA 54, 64, 65, 68, 71, 73, 81.
- ⑦ CDA 54, 64, 65, 71, 81.
- ⑧ CDA 22 (a. 774), 34, 50, 56, 58, 60, 62, 66, 74, 87, 94, 101, 105, 118, 119 (a. 839), 154 (a. 873).
- ⑨ CDA 65.
- ⑩ CDA 54, 64, 71, 81. りふや CDA 54 は、週一日と週二日の賦役を交互に行なう（したがって全労働日の四分の一）取り決めがなされつた。
- ⑪ CDA 68, 73, 83.
- ⑫ 本稿下頁参照。 りふびはリサエロ文書の「成立」と併せ、短期間での賦役量均一化が王権の関与のもとに実現された可能性を指摘しよう。
- ⑬ CDA 86, 120. 本章註⑩参照。
- ⑭ CDA 82, 86, 102, 111, 123, 124, 129, 138, M. 1.
- ⑮ CDA 83, 104, 113, 114, 121, 128, 130, 139, 146, 148, 156, 157, 158, 159. やの場合、たふさはハ一十九年の文書は、"in cella nostra sanctus Stefanus in Oile vel in eis pertinentia" (CDA 83, p. 163) やふやふや、りの時期以後、特定の場所が賦役履行地として明記されるようになった点が注目される。初期には賦役場所の指定されなかつたにせよ（CDA 1, 2, 15）、賦役履行地への言及が一般化した二期にも、特定の場所ではなく、"in finibus Tuscanense" (CDA 64, 65, 73) のように、履行範囲を指示する例が目立つようになった。
- ⑯ CDA 99, 108, 112, 113, 120, 135, 137, 140, 142, 144, 145, 150.
- ⑰ CDA 71, 112. たたじ契約更新のあとに賦役量が増加する事例もある (CDA 65, 139)。
- ⑱ 八二一年から八八一年にかけて設定されたこの種の契約三件中、裁判権規定の欠如する契約は五件にすぎない (CDA 99, 108, 123, 129, 140)。
- ⑲ CDA 89, 98, 100, 103, 107, 117, 125, 127.
- ⑳ CDA 75 の借主は司祭 Marano は、CDA 104 で貸主となる。この時期にはリベラリウスの用益する土地を貸す、併せて当該リベラリウスへの賦課收取権を賦与したり (CDA 107, 125)、修道院側が借主となる事例すらみられる (CDA 89, 117)。
- ㉑ CDA 141, 147, 151.
- ㉒ CDA 89, 100, 107, 111, 117, 125, 127.
- ㉓ CDA 129, 137, 140, 144. 本章註⑩参照。
- ㉔ りの問題は、りやふやたり、F. Bougard, *Actes privés et transferts patrimoniaux en Italie centro-septentrionale* (VIII^e-X^e siècle), *MEFRM*, 111 (1989), pp. 551-58. 参照。
- ㉕ CDA 162, 163, 167, 174, 177, 178, 181, 184, 191, 195, 197.
- ㉖ CDA 161, 165, 169, 173, 193, 194, 196.
- ㉗ CDA 161, 173, 193.
- ㉘ CDA 188, 193, 194, 196. 本章註⑩参照。

⑤ CDA 154, M. 1.

⑥ トゥスカニア地方やソヴァーナ地方では、一般に子あるいは孫の代までの用益権の相続を同一の契約条件で認めることを記した相続規定を設けている。たとえば CDA 65, p. 130: "Et si filius tui ad ipsa ordinatio resedere voluerint, resceda, et si de ipsa casa exire voluerint, tolla meijate de omne iis mobile et bada ubi voluerint."

三 罰則規定の重み

南トスカーナで作成された八・九世紀の土地貸借文書は、当事者双方の合意に基づく双務契約としての性格を保持した。しかしその一方で、身分的には自由である保有農民が、かかる文書を媒介として一律に重い賦役を課せられ、のちには「領主裁判権」のもとに服していった。これらの事実を考慮するとき、領主が農民に対する搾取と支配を実現するための法的手段として、この文書を利用したのではないかという見方が有力となってくる。そこでこの章では、契約当事者双方の対等な法関係を体现する罰則規定の検討を通して、この問題に解答を与えたい。すなわち、貸与主による不当な権利行使の禁止を含むこの規定が、領主の恣意的な搾取・支配を抑制するだけの実効性を有していたのか、それとも逆にこれが、義務・負担の履行を滞る借主に、動産の引渡しと所定額の罰金納付を強制するという仕方で、領主支配の強化という方向に作用したのかという問題である。ただし、「領主裁判権」規定の導入されたⅢ期以降の時期については、異なる観点からの考察が必要とされるため、ここでは検討対象の時期をⅠ期とⅡ期に限定する^①。

まずランゴバルド期からみていく。この時期には借主の負った負担の種類と量に関して、請け戻し契約とそれ以外の契約との間に歴然とした格差が認められる点については、すでに述べたとおりであるが、この格差は罰則規定にも見出される。前章でも引用した、グンテフリッドを貸主とする三通の借地契約を例にとってみよう。父から用益権を相続して七七

一方、キウジ地方では、本文中に借主本人とならんでその "(h) eredi" "filiis et (h) eredi" "filiis filiorum" が併記されており、用益権の相続が自明のものとされている。

⑦ 単一ないし複数の casa et res を対象とする契約七七件中、居住規定を伴わない契約は四件にすぎない (CDA 45, 111, 125, 165)。

二年に貸借契約を取り交わしたアウデラッドと、同じ七七二年に新たに貸借関係に入ったテウディベルトは、自身が契約違反を犯した場合、グンテフリッドに罰金として二〇ソリドゥスを支払い、さらに動産をすべて住居に残して退去する約束をしている。ところがかつて土地所有者であったボヌルスについては、罰金が半額の一〇ソリドゥスに設定され、さらに息子に限っては、退去にさいして全動産の取得が認められているのである^②。

問題は、借主にとってこの罰金額が支払い能力の範囲内にあつたかどうかである。八世紀の南トスカナでは、農民経営単位の標準的な売価は三〇ソリドゥスであつたから、自身の家屋とその付属財産を売却してその代価を手にした者にとっては、一〇ソリドゥスという罰金額は支払い不可能な額ではなかつた。これに対して、世襲的に用益権を保持する自由人や、売却すべき自己の財産を持たずして新たに経営単位を賦与された自由人にとって、罰金二〇ソリドゥスの納付はきわめて困難であつたはずである。そもそもランゴバルド法では、他人の所有する家屋に居住する自由人について、入居時に自身およびその配偶者の保持していた動産を除き、労働の成果として本人が蓄積したあらゆる動産・不動産が貸主の所有に帰せられる以上^④、借主が罰金を支払うことは、契約設定の段階である程度の動産を有していないかぎり、まず不可能であつた。

このようにランゴバルド期の借地契約では、借主がかつて土地所有者であつた場合とそうでない場合との間に、負担内容と罰則規定の双方において、条件面で相当の格差が認められた。ところがカロリング期になると、負担の均一化と並行して、罰則の条件においても格差の解消が進行する。九世紀初頭の借地契約では、二〇ソリドゥスから八〇ソリドゥスの範囲内で罰金額が設定されたが、前述の二種類の契約の間にはや罰金額の相違を認めることはできないのである^⑤。借主が退去のさいに確保した動産取り分についても同様である。すなわち、八〇八年にエルミンペルトゥスとグラソの間で取り決められた請け戻し契約において、借主のグラソは契約違反を犯した場合、動産の二分の一を保持する権利を認められた^⑥。しかし、この事例を除く九世紀前半の借地契約においては、借地人がかつて土地所有者であつたか否かに関わらず、

本人に帰属する動産をすべて放棄するかたちでの退去義務が一般化するのである。^⑦

それでもなお、自己の土地財産を売却した自由人は、その代価を受領したがゆえに、他の保有農民に比して優位な立場にあったといえるかもしれない。九世紀初頭の南トスカーナでは、家屋一軒とそれに附属する土地財産の価格は二〇ソリドウスから一〇〇ソリドウスの間で設定されていたから、二〇ないし八〇ソリドウスという罰金額は、代価を手にした自由人にとり、論理的には支払い可能な額であった。実際に、たとえば *Spinuocapino* に居住する兄弟アマート、スシンヌ、サントウルは八〇六年八月に全財産をモンテ・アミアータ修道院に売却し、その代価として六〇ソリドウスを受け取っていたが、三人の兄弟は八一年八月に修道院長サバティヌスとの間で借地契約を取り結び、そこで違約金として五〇ソリドウスの支払いを約束した。^⑧ 同じく、ソヴァナ地方の *Elmo* に居住するヨルダンニは、八〇六年四月に五〇ソリドウスの価格で全財産を修道院に売却していたが、八一年八月に彼の二人の息子が修道院長アウドウアルドウスと貸借文書を作成したとき、二〇ソリドウスの罰金額を設定した。^⑨ これらの例からみる以上、借地契約で定められた罰金額は当該財産の売価をふまえたものと思われるのであり、そのかぎりでは、自己の家屋とその附属財産を売却した人物は、賠償能力を有するはずであった。

しかし先述の事例において、売買契約の成立と貸借契約設定との間に、それぞれ五年および一二年という時間的懸隔のある点に注意しなければならない。時間の経過は、経済的貧困のために動産を減少させるか喪失する危険を、借主側に発生させる原因となるからである。L・フェレルは、イタリア中部のファルファ修道院やサン・クレメンテ・ディ・カサウリア修道院に伝来する九世紀のプレカリアに関する類型論を展開する中で、土地財産を売却した人物が一定期間を経た後に、プレカリアを通してその財産を請け戻す場合、売却が売主の貧困化によるやむを得ざる措置であって、これにつづく土地の請け戻しが旧所有者の社会的没落を決定づける法行為でありえたことを指摘している。^⑩

モンテ・アミアータ修道院の土地貸借文書からは、これと同じ道筋を明確に認めることはできないが、財産の有償譲渡

とその請け戻しが貧困を動機の一つとしていたことを示唆する手がかりはある。前述のヨルダンニの場合を例にとるならば、彼は全財産の売却に先立ち、すでに七九一年には修道院に土地財産の一部をハソリドウスで売却していた^⑫。この事実は、経済的貧困のために相当額の貨幣取得を迫られたヨルダンニが、修道院に所有地の売却を繰り返し行い、ついには全財産の売却にいたったことを思わせる。全財産の売却から一二年を経て、当該財産の買い戻しが不可能であることが明確となるにおよんで、ヨルダンニの息子たちは、四週ごとに一週という賦役労働の履行と、およそ支払うことの不可能な罰金額を設定した罰則規定を受け入れてまでも、当該財産の用益権を確保するために貸借契約を取り交わしたと想定されるのである。

それでは、このようにして借地人となった自由人が契約に違反した場合、貸与主は実際にいかなる措置をとったのか。フランチェスコ・パネロによれば、住居を放棄したり賦役労働の履行を拒否する農民は、罰則に定められた動産放棄と賠償金支払いによって、契約関係を解消することができたのであり、かりに所定の罰金を納付し得ない場合でも、実際には動産を差押えられたにすぎないという^⑬。またアンドレオツリは、罰則規定が実質的な機能を有していたと考えてはならず、いずれの側が契約違反を犯したとしても、結局のところ文書に定められた契約関係が維持されるのが普通であったと主張している^⑭。

ところがモンテ・アミアータ修道院には、罰金の支払い能力をもたない自由人が、以上の想定とは異なる処遇を受けたことを示す文書がある。八〇八年四月にトウスカニアでモリアーノが修道院に宛てて作成した約定書がそれである^⑮。それによると、モリアーノはある土地財産について修道院と契約書を取り交わしていたが、その後契約に違反してトウスカニアに移住した。そこで、この地の修道院財産を統括していた *praepositus* のドムヌールは、「弁護人 *advocatus*」マウリーヌを伴いつつ、「その文書を携えて *una cum ipsu scriptu*」モリアーノのもとを訪れた。そして「スクルダヒスたるラキナルドの立会 *in presentijs Rachinaldo sculdans*」^⑯「それらの文書を通して我々がなしていたところのコンヴェネ

ンティアに従って、修道院側に賠償するよう *ut secundum nostra conveniſſa, quod factam habebamus per ipsi scripti, componere ad pars monasterii*」要求した。しかしモリアーノは罰金八〇ソリドウスを支払うことができなかったので、修道院に「生涯にわたり毎日奉仕 *deservire ... omnibus diebus vite mee*」し、「昼となく夜となく、どこであれ *die noctuque ubique*」修道院の命令に従う旨を約束した。そして修道院の命令を実行しないか逃亡するようなことがあれば、「汝らは私を捕え、鉄鎖で縛って足枷をはめ、いかなる暴力にも訴えずして罰を下し、その上で生涯にわたって奉仕するよう私をその修道院に呼び戻す *ne prindere et ligare in ferro, in cippo mittere et disciplinare extra omne calumnia et in ipsu monasteriu revocare ad serviendum usque diebus vite mee*」権限を修道院に認めたのである。

自らの契約違反行為に科せられた罰金を支払うことができなかったモリアーノの運命は、きわめて過酷なものであった。負債を貨幣で返済する代わりに、債権者の命令に従って奉仕するという生涯の労役を負ったのである。それどころか契約に再度違反した場合には、直接の暴力行為は受けないという留保を付しながらも、肉体的制裁に服することを、書面をもって自ら約束しているのである。この種の文書がアマータ修道院においてこれ以外伝来していないことからして、これほど苛烈な運命を辿った自由人は多くはなかったであろう。しかし、違約者に対して罰則規定を厳格に適用した結果、貸与主による人身的支配を認めさせる文書が作成され、そればかりか契約違反を繰り返す借地人には、実質的に奴隷としての境遇を甘受させる規定が現実になされた以上、借地人は書面をもって設定された罰則につねに拘束されていたはずである。その意味で、本来は安定した土地用益を借主に保証するはずの世襲借地契約は、賠償能力のない農民にとっては、むしろ領主への人身的従属と土地への束縛を強める方向に作用したと言えるだろう。

そのことを窺わせる文書の一つとして、先に引用したグラソの例を挙げることができる。トゥスカニア地方の *S. Martino ad Colomate* に立地する全財産をエルミンベルトゥスに売却していたグラソは、この財産をめぐる、自身とその息子タスロの二世代にわたる借地契約を、エルミンベルトゥスと八〇八年七月に取り交わした。そのさいにグラソはタスロ

について、「汝らは自身の魂の救済のために彼を自由人として解放した quem vos propter merces anime vestre liberum demisisti [vobis]」という説明を付している。^⑩この文言から、グラスがエルミネルトウスの所有する非自由身分の女性との婚姻を通して世帯を形成し、その後エルミネルトウスがグラスとその女性との間に生まれたタスロを自由人解放したと想定される。この解釈が妥当であるとすれば、ここで我々は、財産所有権を喪失したばかりか、用益権享受の代償として週単位の賦役労働を課せられ、そのうえ貸与主の保護下にある非自由人女性との結婚を通して、自身とその子孫が当該貸主の人身的従属下に置かれていく事例を前にしていることになる。

ここで、はじめに指摘した問題、すなわち文書が作成されたことの意味をめぐる問題に立ち戻ろう。一般に、ロワール河以北のヨーロッパ諸地域を研究対象とする歴史家、ならびに「古典荘園」のイタリアにおける展開を主張する研究者は、自由農民の没落を、非自由人の社会経済的上昇とあわせ、所領経営の合理化に向けた領主層の主体的行為の所産であるとし、みなしてきた。そこで理想とされた生産の担い手は、自立的な保有地経営を行いつつ、同時に領主直領地で労働力を提供する保有農民であるとされた。^⑪この見解に従うならば、かつて土地所有者であった自由人を、生産性を損なうほどの過酷な搾取や人身的支配のもとに置くことは、領主にとって得策ではなかったということになる。

アミアータ文書の検討を通して浮かび上がった事実、すなわち契約文書の世界に限られるとはいえず、均一量の賦役体系が実現したという事実は、かかる想定がトスカーナ地方にも妥当であることを裏づけているように見える。^⑫ところが、モンテ・アミアータ修道院をはじめとするこの地方の領主たちは、土地財産の所有権を喪失した自由人を含む保有農民に對して、義務・負担の拡大のみならず、奴隸身分への転化を含む強力な人身的支配を志向した点において、ロワール・ライン間地域の領主と決定的に袂を分っている。

ここで重要な点は、これらの領主が借主の権利保護を装う文書を媒介として、領主支配を強化していったことである。そのことは何よりもまず、貸与主による恣意的な権利行使の禁止事項を含む罰則規定の適用に表れている。しかしそれだ

ではない。領主は公平な契約関係を保証するかにみえる公権力の担い手をも巧みに利用した。それはたとえば、*Martino ad Colomate* に居住する領主ラキペルトとその兄弟アウトがアリペルトとの間で八一二年に作成した貸借文書の罰則規定からみてとれる。そこでは当事者双方について、「私に咎あることが、我らがユーデックスの前で我々の間で証立^②てられし nobis cumprobatum fueris [sic] antem nostros iudicem, quod neam essem culpam」場合には、^② 文言をもって、国家役人の立会いのもとに契約違反の判定を行うことを明記している。しかし公権力の関与が自由人に権利保護の機会を提供するのではなく、逆に領民支配をめざす領主にとつての後ろ盾となりえたことは、モリアーノの例に見たとおりである。

九・一〇世紀ミラノのサン・タンブロージョ修道院を対象として、領主支配における文書の役割を検討したロス・バルザレッティは、修道院が法廷という公的な紛争解決の場を利用して文書の改竄・捏造を繰り返し行い、これによつて従属度の多様な農民集団を統一的な非自由身分として把握しつつ、彼らに一層の負担を強制していくさまを描き出した。^② アミアタ文書による限り、南トスカーナの領主たちはサン・タンブロージョ修道院とは異なり、組織的な文書偽造や法廷活動を展開してはいない。それでもなお彼らは、客観的媒体としての土地貸借文書や貨幣、公権力の担い手を巧みに活用することによつて、農民に対する強力な法的、社会的統制と経済的搾取を押し進めていったのである。

- ① 「領主裁判権」について、F. Panero, *Servi, coltiviatori dipendenti e giustizia signorile nell'Italia padana dell'età carolingia*, *Nuova Rivista Storica*, 72 (1988), pp. 551-82; Bougard, *La justice cit.*, pp. 253-69, を参照のこと。
- ② CDA 19, 20: "ut exeamus inanus et vacuus de ipsa ris ubi me superius confirmastis, et insuper compunamus vobis solidos viginti."
- ③ CDA 4 (a. 739), 22 (a. 774), 34 (a. 787).
- ④ Liutprandi *Leges*, in *MG Leges IV, Leges Langobardorum*, ed. F. Bluhme, Hannover 1868, pp. 164-65, c. 133. 農民による致富の可能性を示すものと思われる動産取得規定(城戸前掲論文「農地契約」一四九―一五〇頁参照)は、契約満期時あるいは用益権相続時に発生する借主の権利である以上、契約違反者にこの規定が適用されることはなかった。
- ⑤ 八〇〇年から八三〇年までの借地契約において設定された罰金額を列挙するならば、請け戻し型の契約は、20 solidi (CDA 81, 86), 30

- s. (CDA 54), 40 s. (CDA 102), 50 s. (CDA 65, 71, 82), 60 s. (CDA 64) による。それ以外の契約は、20 s. (CDA 68, 73), 30 s. (CDA 83), 40 s. (CDA 99), 50 s. (CDA 104), 80 s. (CDA 108) による。
- ⑥ CDA 64.
- ⑦ 九世紀最初の三〇年間に作成されたこの種の規定を有する契約は、CDA 54, 81, 102 (以上請け戻し契約), 68, 73, 83, 104, 108, による。ただし、ソーマナの書記（たどえは CDA 65, 71, 82 を作成した Filioiu）の手による文書をはじめとする一部の文書は、罰則規定における借主の退去義務を明記している。
- ⑧ 八〇〇年から八三〇年にかけての casa et res の売価は、20 s. (CDA 74, 87, 94), 30 s. (CDA 60, 62, 76), 40 s. (CDA 66), 50 s. (CDA 56, 101), 60 s. (CDA 58), 100 s. (CDA 50, 105) による。
- ⑨ CDA 58, 71.
- ⑩ CDA 56, 81, については八二七年には、五〇ソンドゥスで売却された農民経営単位が、四〇ソンドゥスの罰金をもって請け戻されている (CDA 101, 102)。
- ⑪ Feller, *Précaries* cit., pp. 748-44. 北イタリアのピアチェンツァには、借財を返還できなかった農民が、抵当とされた財産の所有権を喪失し、借地人に転化した例がある（城戸前掲論文「農地契約」一五二～五二三頁参照）。
- ⑫ CDA 38.
- ⑬ F. Panero, *Servi e rustici. Ricerche per una storia della servitù, del servaggio e della libera dipendenza rurale nell'Italia medievale*, Vercelli 1990, pp. 66-79, in part. pp. 74, 79. 参照。
- ⑭ Andreoli-Montanari, *L'azienda curtense* cit., pp. 93-94.
- ⑮ CDA 63, p. 126. 九世紀の写本として伝来するこの文書が、真正文書である蓋然性のきわめて高いものについては、Ibid., p. 125. の解説参照。
- ⑯ ベネディクト派修道院では、*praepositus* は修道院長代理を指すのが普通であるが、この用法がアマータ修道院で確認されるのは、八三〇年頃に皇帝ロタールにより俗人院長が補任され、院長代理職が創設された以後のものによる (CDA III/2, pp. 445-49. の修道院長・院長代理に関する一覽参照)。それ以前にはこの用語は、修道院の遠隔地所領 *cella* の現地統括者を指示する呼称であったようである (CDA 43, 68, 89, 91)。
- ⑰ カロリング期イタリアの *advocatus* については、Bougard, *La justice* cit., pp. 264-69. 参照。
- ⑱ 在地の下級国家官職 *スカルタニス* に関しては、Ibid., pp. 158-77. 参照。
- ⑲ CDA 64, p. 128.
- ⑳ Schneider, *Die Reichsverwaltung* cit., p. 194, n. 1. 参照。
- ㉑ 「はじめに」註①および②に挙げた著書・論文参照。
- ㉒ イタリア北部を対象とする農村史研究では、リベラリウスは軽微な賦役しか負担せず、かつ賦役の質的・量的均一化が緩慢にしか進行しなかったことが指摘されている（たどえは M. Montanari, *La corvée nei contratti agrari altomedievali dell'Italia del Nord*, in *Le pre-stazioni d'opera* cit., pp. 46-49; G. Pasquali, *La corvée nei politici italiani dell'alto medioevo*, in Ibid., pp. 117-19.）のの意味は、トスカーナ地方の動向は注目すべきものによる。
- ㉓ CDA 73, p. 145. モーデナスについて、拙稿「国家植民」一七頁参照。

おわりに

本稿では、自由農民没落論をより豊かなものに練り上げていく作業の一環として、モンテ・アミアータ修道院に伝来する八・九世紀の土地貸借文書を素材に、文書形式と契約内容を検討した。その結果、以下の結論が得られた。まず、中世初期のトスカナ地方南部では、土地財産の用益権に関わる権利・義務関係を設定するさいに、コンヴェンティアなる法形式を有する文書が使用された。この文書は契約当事者双方の合意をふまえた双務契約であって、当事者相互の対等な法関係を特徴とする。この法形式は、土地貸借文書が「リヴェットロ」という固有の契約名称を獲得したカロリング期以降も、一貫して保持された。

八世紀半ばから九世紀初頭にかけて、聖俗の領主層はこうした形式的特性を有する貸借文書を利用して、経済的貧困に陥った土地所有農民を労働力として自己の所領に取り込んでいった。確かにランゴバルド期には、全財産を売却して借地に転化した自由人は、世襲的に土地を用益するか、新たに保有地を賦与された農民が、文書を媒介として領主と借地契約を取り結ぶ場合に比べて、負担の内容と量において有利な条件を認められていた。しかしカロリング期に入って、自由人の保有農民化が顕著となるにいたり、領主はかつて土地所有者であった農民に対しても、自由身分をもつその他の保有農民と同一量の賦役労働を課すことによって、均一な賦役体系を短期間でつくり上げることに成功したのである。

こうした負担の均一化が、ロワール・ライン間地域とは異なり、文書を媒介として実現した点に注意しなければならない。その場合、本来は長期にわたる安定的な土地用益を借主に保証するはずであったこの契約は、当事者双方の対等な法関係を装う罰則規定の強力な拘束力ゆえに、借地人の土地への緊縛化を促すことになった。それだけではない。契約違反

者に対して高額の罰金支払いを定めた罰則規定は、自由人を強度の人身的従属に陥れかねない結果を招いた。経済的貧困の状態におかれた自由人は、客観的媒体としての土地貸借文書や貨幣、国家役人の介在によつて、ロワール・ライン間の保有農民よりも一層苛烈な従属を強いられることになったのである。これこそ、文書を媒介とする領主・農民関係の設定が自由農民にもたらしうる帰結の一つであり、領主による文書や貨幣、公権力の戦略的利用に裏打ちされたイタリアの領主制が、時としてまとうにいたる独自の特徴である。

（名古屋大学大学院文学研究科学生

Written Leases of Lands in the Southern Tuscany
during the Eighth and Ninth Centuries:
On the Decline of the Free Peasantry in Italy

by

NISHIMURA Yoshiya

Eighth and ninth-century Italian documents show that the decline of the free peasants from landowners to tenants began in the Lombard age and intensified during the early Carolingian period. Italian historians, such as Vito Fumagalli and Bruno Andreolli, tend to connect this process with the expansion and rationalization of the manorial system, the *sistema curtense*, which was promoted by the Franks. Their argument, however, remains unproven. This paper reconsiders the process of the decline of the free peasantry, by investigating their legal, economic and social relationships with landlords, examining the forms and the contents of the written leases (*libelli*) of the monastery of Monte Amiata in the southern Tuscany. Attention is, in particular, paid to the fact that in Italy, as opposed to within the region between the Loire and the Rhine, the tenants' obligations to landlords, such as labour service or money rent, were, in many cases, fixed through written contracts.

The conclusions are as follows: in eighth and early ninth-century southern Tuscany, more and more free peasants were forced to sell their lands and then lease them back because of poverty. The written leases, having the form of *convenientia*— a bilateral contract based on mutual agreement, which constituted a legally equal relationship between lessors and lessees — obliged the free expropriators to fulfil, as tied-tenants, labour services as heavy as those performed by other lease-holding, hereditary tenants. Here one might assume that an ideal *sistema curtense* would be realised. However, it should be noted that the lease-holding tenants (*libellarii*) were driven into a much stronger personal dependence on the landlords than the tenants-cultivators on the northern part of the Alps. As with Ross Balzaretti's case of the monastery of Sant'Ambrogio in early medieval Milan, there is, in the background of the social process, the strategic use of the written word (such as *plactium* and lease) and the public institution (public law-court and local official), by both the monastery of Monte Amiata and by particular

lay landlords of southern Tuscany. In addition, we need to consider the use of another device to bring free peasants under control : money, in other words, the purchase of lands from them and the imposition of fines defined in the fine-clause of lease. After all the landlords of the region tried not to create a standardised land-holding peasantry, but rather to exercise more coercive lordship over them through, above all, written leases of lands.